

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【事業年度】	第22期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社ファンデリー
【英訳名】	Fundely Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 阿部 公祐
【本店の所在の場所】	東京都北区赤羽二丁目51番3号
【電話番号】	03-5249-5080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 茅野 智慧
【最寄りの連絡場所】	東京都北区赤羽二丁目51番3号
【電話番号】	03-5249-5080（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 茅野 智慧
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

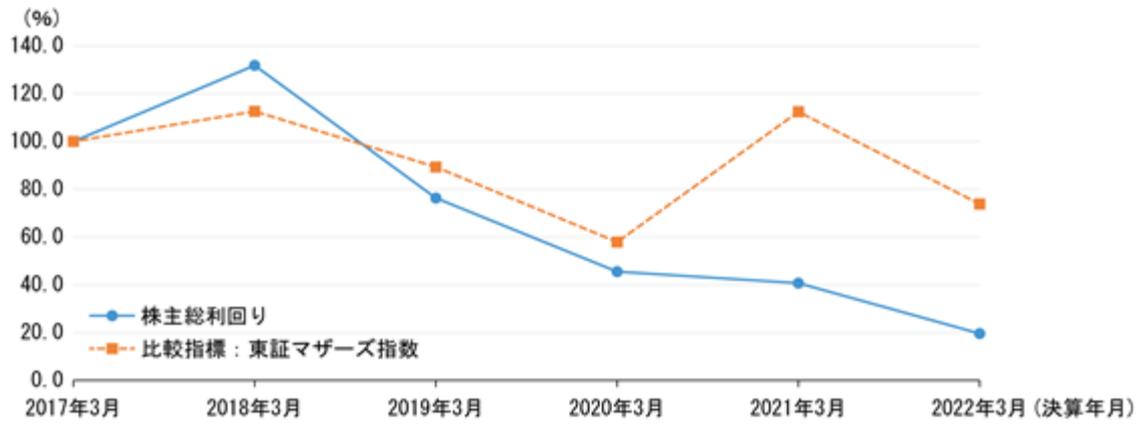
提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	3,306,281	3,394,826	3,348,269	3,062,696	3,123,619
経常利益又は経常損失() (千円)	651,990	699,038	536,749	559,856	158,916
当期純利益又は当期純損失() (千円)	420,703	441,694	345,375	374,663	1,948,817
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	274,236	274,939	279,703	279,864	279,864
発行済株式総数 (株)	6,373,500	6,384,000	6,455,100	6,457,500	6,457,500
純資産額 (千円)	2,282,029	2,734,376	3,096,679	2,613,052	643,173
総資産額 (千円)	2,677,153	4,279,469	8,713,303	7,732,592	5,462,628
1株当たり純資産額 (円)	358.03	426.85	477.13	408.82	99.25
1株当たり配当額 (円)	-	-	3.00	3.00	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	66.04	69.20	53.81	58.79	306.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	65.06	68.33	53.40	-	-
自己資本比率 (%)	85.2	63.7	35.3	33.6	11.6
自己資本利益率 (%)	20.3	17.6	11.9	13.2	120.7
株価収益率 (倍)	31.6	17.5	13.3	-	-
配当性向 (%)	-	-	5.6	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	423,633	299,988	205,892	278,719	738,474
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,404	1,614,470	4,092,457	667,007	50,693
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	438	1,136,407	3,859,527	308,855	289,415
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,128,168	1,950,093	1,923,057	668,474	1,066,839
従業員数 (名)	49	55	68	65	51
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(6)	(5)	(5)	(2)
株主総利回り (%)	131.8	76.3	45.5	40.7	19.6
(比較指標：東証マザーズ指数)	(112.6)	(89.3)	(57.9)	(112.4)	(73.8)
最高株価 (円)	2,087	2,413	1,787	965	824
最低株価 (円)	1,180	855	540	508	269

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

5. 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第21期及び第22期の株価収益率及び配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。

2【沿革】

年月	概要
2000年9月	東京都北区赤羽西に「一人でも多くのお客様に健康で楽しい食生活を提案し、豊かな未来社会に貢献すること」を目的として、株式会社ファンデリーを設立
2001年4月	栄養士による宅配サービス『カウンセリングデリバリー』を開始
2001年7月	食材の宅配サービス「こだわり便」を開始
2004年3月	東京都北区赤羽一丁目に本社を移転
2004年4月	健康食通販カタログ『ミールタイム』を創刊
2004年4月	プライベートブランド商品の販売を開始
2005年3月	東京都北区赤羽二丁目に本社を移転
2005年4月	『ミールタイム』の発行を年2回に変更
2005年9月	健康食通販サイト『ミールタイム』開設
2007年4月	自動発送サービス「ミールタイム定期コース」を開始
2008年10月	管理栄養士・栄養士コミュニティサイト『Foodish(フーディッシュ)』開設
2009年8月	大阪府大阪市東淀川区に大阪支社を開設
2009年10月	薬局向け健康食通販カタログ『ミールタイム ファーマ』を創刊
2009年10月	介護食系健康食通販カタログ『ミールタイム ケア』を創刊
2009年11月	栄養士の交流会「輝く栄養士の会」をスタート
2009年12月	栄養相談サポート付おせち『私のおせち』の販売を開始
2011年4月	カウンセリングデリバリー事業の展開を目的に、当社の100%子会社として埼玉県川口市に株式会社カウンセリングデリバリーを設立
2011年10月	『ミールタイム ケア』を『ミールタイム』に統合し、発行を年4回に変更
2011年10月	「ミールタイム定期コース」を「栄養士おまかせ定期便」に名称変更
2012年7月	神奈川県川崎市川崎区に神奈川支社を開設
2013年3月	東京都北区赤羽二丁目に株式会社カウンセリングデリバリーを移転
2014年1月	株式会社カウンセリングデリバリーを吸収合併
2014年6月	神奈川支社を閉鎖
2015年3月	大阪府大阪市淀川区に大阪支社を移転
2015年6月	東京証券取引所マザーズ市場に当社株式を上場
2015年11月	管理栄養士考案のレシピサイト『はちまるレシピ』開設
2016年9月	身近な疾病に着目、予防が期待できる食材を使用した新ブランド「medical + mealtime」の販売を開始
2016年10月	食や健康に関する情報配信サービスAIoTメディア『ポイント家電』開始
2017年11月	WEB版家庭の医学書「メディカルネットブック」開設
2019年3月	健康食通販カタログ『ミールタイム』各号の発行部数を75万部から80万部へ増刷
2020年1月	埼玉県本庄市児玉町に埼玉工場を竣工
2020年7月	国産食材を100%使用し、旬の美味しさを提供する食事サービス『旬をすぐに』の販売を開始
2021年12月	AIが食事の嗜好を学習し、最適なメニューを提案する定期購入サービス「AI旬すぐ」を開始
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年5月	神奈川県小田原市に神奈川支社を開設

3【事業の内容】

当社は、MFD事業（健康食宅配事業）、CID事業（旬や国産の食材にこだわった冷凍食宅配事業）及びマーケティング事業（カタログ誌面の広告枠販売、サンプリング等の業務受託、健康食レシピ情報サイトの運営）を展開しております。これらのうち、MFD事業及びマーケティング事業は相互に関連しており、独自のビジネスモデルを構築しております。MFD事業で構築した紹介ネットワークを活用し、マーケティング事業においてサンプリング業務を行うなど、収益源を多様化させております。

当社は、下記のビジョン及び経営理念を企業理念として掲げております。

ビジョン

一人でも多くのお客様に健康で楽しい食生活を提案し、豊かな未来社会に貢献します。

経営理念

お客様の健康を心から願う企業であり続けます

当社は、単に食事を宅配するだけでなく、生活習慣病患者等のターゲット層に対する食事の宅配を入口としたソリューションサービスという特徴を強化することによって、将来的にはヘルスケア総合企業となることを目指しております。

少子高齢化社会、外食機会の増大による生活習慣病患者の急増などから、医療費は増加しております。現状の医療費の自己負担レベルでは社会保険システムの維持は困難であります。

そこで、当社では、こうした社会状況を変革したいという理念のもと、健康増進の推進を図るためには、第一に「食事コントロール」、それでも困難な時に「医療」を行うのが望ましいという考え方を『一食二医』という当社の造語により提唱しております。『一食二医』社会を実現することでお客様の健康に貢献し、活力ある社会を実現すべく事業に取り組んでおります。

当社の事業における当社の位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) MFD事業

MFDとは、Medical Food Deliveryの略であり、当社の健康食宅配事業部門の社内呼称であります。

当社が提供する健康食『ミールタイム』を召し上がっていただく方への当社栄養士による無料カウンセリングや、定期購入いただくお客様に担当の栄養士がついて定期的にお客様の疾病、制限数値、お好みに合わせてバランス良くメニューを選ぶサービス等、単に食事を宅配するだけでなく、カウンセリングサービスに注力している点で、他の食事宅配事業者との差別化を実現しております。

当社の栄養士が商品企画から販売まで手がける健康食は、冷凍の弁当の形態をとっており、「ヘルシー食」、「ヘルシー食多め」、「たんぱく質調整食」、「ケア食」の分類がございます。まず、それぞれの役割と商品特性について以下のとおりご説明いたします。

ヘルシー食

エネルギーや塩分を調整したお食事で、全ての商品で塩分を2.0g未満に、エネルギーをおかずのみの商品で300kcal未満、ごはん付きで500kcal未満に調整してあります。糖尿病・脂質異常症・高血圧・痛風・メタボリックの方におすすめしております。

ヘルシー食多め

「ヘルシー食」と同様、エネルギーや塩分を調整したお食事で、全ての商品で塩分を2.0g未満に調整してあります。ヘルシー食では分量が少ないという方に向けて、内容量をおかずのみの商品で300g以上、ごはん付きで400g以上に調整してあります。エネルギーは、おかずのみの商品で350kcal程度、ごはん付きで600kcal程度に調整してあります。糖尿病・脂質異常症・高血圧・痛風・メタボリックの方で、食事の制限数値が比較的緩やかな方におすすめしております。

たんぱく質調整食

たんぱく質・カリウム・リン・塩分を抑えたお食事で、全ての商品でたんぱく質を10.0g未満に、塩分を2.0g未満に調整してあります。たんぱく質・カリウム・リン・塩分の摂取を控える必要のある腎臓病の方や透析を行っている方におすすめしております。

ケア食

エネルギーや塩分コントロールだけでなく、咀嚼・嚥下が困難な方におすすめしております。全てごはん付きの商品であり、「ヘルシー食」と同様、全ての商品で塩分を2.0g未満に、エネルギーを500kcal未満に調整してあります。

当社では、「ヘルシー食」、「たんぱく質調整食」それぞれで豊富なメニューを用意しており、その種類は200種類以上にのぼります。その中から顧客個人の疾病、制限数値、嗜好に合わせて選択できるよう、「選ぶ楽しみ」のある健康食を提供することに努めております。

また、年4回のカタログ発行の都度、掲載メニューの半分を入れ替えており、旬の食材を使用した商品を提供することで、顧客を飽きさせることなく、「食の楽しみ」を提供することに努めております。

主に医療機関において配布いただいている健康食通販カタログ『ミールタイム』は、3月（春号）・6月（夏号）・9月（秋号）・12月（冬号）の年4回発行しており、毎号80万部で年間320万部を発行しております。

また、調剤薬局において配布いただいている健康食通販カタログ『ミールタイム ファーマ』は、3月（春号）・9月（秋冬号）の年2回発行しており、毎号25万部で年間50万部を発行しております。

健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』は、全国19,828箇所（2022年3月末現在）の紹介ネットワーク（医療機関（病院、一般診療所）13,597箇所、調剤薬局4,032箇所、保健所・介護施設等2,199箇所）において無料で配布いただいております。これらの紹介ネットワークにおいて、生活習慣病患者が診察・栄養指導等を受ける際に、医師・管理栄養士等から直接『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』を配布いただき、ご自宅にて健康食をご注文いただいております。

当社は、この紹介ネットワークを構築している点で、他の食事宅配事業者との差別化を実現しております。また、本ネットワークを活用することでマーケティング事業の展開につなげており、収益源を多様化させております。

当社では、カタログ発行に加えて、健康食通販のオンラインショップを開設しており、これらの媒体を通じて、電話・FAX・WEB・定期にて健康食を販売しております。また、当社の管理栄養士・栄養士が担当としてつき、お客様の疾病、制限数値、嗜好に合わせて食事を選び、定期的に商品をお届けするサービス「栄養士おまかせ定期便」を展開しており、継続することが大切な食事療法において、血液検査数値の改善へ向けたお客様のサポートに努めております。

受注時の顧客への血液検査数値や制限数値のヒアリング及びアンケートの実施により情報を収集し、それらの情報を社内に蓄積することで、当社の商品開発に活用しております。また、一部の商品については、当社の紹介ネットワークを活用して、医療機関で活躍されている管理栄養士に考案いただいたレシピを商品化しており、食事療法をとられている生活習慣病患者が安心してお召し上がりいただけるメニューを提供しております。

このような取り組みにより、健康食宅配サービス『ミールタイム』における受注件数は、2022年3月期に352千件となっております。

この他、医療機関との関係構築を目的として支社を開設しております。支社では、医療機関で働く管理栄養士を直接訪問することで、紹介ネットワークである医療機関との良好な関係の構築に努め、より多くの方々にカタログを配布いただけるよう働きかけを行っております。その中でも特に積極的にカタログを配布いただいている医療機関の管理栄養士については、当社ウェブサイトにて医療機関栄養士のリコメンドとして紹介しております。

(2) CID事業

CIDとは、Cooking Immediately Deliveryの略であり、旬や国産の食材にこだわった冷凍食宅配事業部門の社内呼称であります。

旬の国産食材を仕入れてすぐにメニューを開発し、製品を製造し、顧客に販売することをコンセプトにしていることから、『旬をすぐに』と名付けた冷凍食宅配サービスを展開しております。これまで当社がMFD事業において対象としてきた顧客とは異なり、若年層で健康な方、仕事や家事で多忙にしており家で料理をする時間のない方を顧客ターゲットとして、電子レンジで温めるだけで召し上がることのできる冷凍食を販売しております。

当社独自の食材調達ネットワーク、食材の細胞膜や組織を壊さないように食材ごとに異なる最適な加熱温度での処理、冷凍工学に基づいた冷凍技術、健康被害の恐れのある特定の食品添加物の不使用、AIが顧客の嗜好を学習して最適なメニューを提案する定期購入サービス「AI旬すぐ」の提供などの点で、他の冷凍食や食事宅配事業者との差別化を実現しております。

当社が製品の企画から原材料調達、製造、販売までを一貫して手がける、旬や国産の食材にこだわった冷凍食『旬をすぐに』には、「旬すぐ」、「旬すぐBOX」、「旬すぐご飯」の分類がございます。それぞれの特徴について以下のとおりご説明いたします。

旬すぐ

旬の国産食材を使用した、おかず、麺類、丼物、スイーツなどの一品料理で、製品一食につき税込398円（より厳選された食材を使用して作られたPREMIUMシリーズについては税込498円）で販売しております。

旬すぐBOX

旬の国産食材を40種類以上使用した、一つのプレートに複数（6種、7種、9種）の一品料理のおかずを詰め合わせたもので、製品一食につき税込998円（より厳選された食材を使用して作られたPREMIUMシリーズについては税込1,098円）で販売しております。

旬すぐご飯

一般財団法人日本穀物検定協会が公表している「米の食味ランキング」において特Aランクを獲得している国産米のみを使用したご飯で、製品一食につき税込198円で販売しております。

このように、従来とは異なる顧客層に対するサービスを提供し、自社工場で製造した独自の製品を販売することで、収益源を多様化させております。

(3) マーケティング事業

マーケティング事業は、当社のコア事業であるMFD事業の強みを活かしたビジネスであります。主なサービスは以下のとおりであります。

カタログ誌面の広告枠販売

主として健康志向の商品を製造・販売している食品メーカー等に対して、健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』の誌面広告枠を販売しております。健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』を手に取る方の多くは、病院や一般診療所等の通院患者であります。これらの方々には、食品メーカー等の製造・販売する健康志向商品の想定する顧客層と合致するものであり、食品メーカー等にとっては顧客に直接訴求できる有用な媒体となり得るものであります。広告枠を販売することで食品メーカー等のマーケティング支援をしております。

サンプリング等の業務受託

健康食通販カタログ『ミールタイム』を無料で設置・配布いただいている全国の医療機関を中心とした紹介ネットワークを活用し、健康志向の商品を製造・販売している食品メーカー等の市販商品のサンプリング（サンプル配布）業務などを受託しております。当社が長年にわたり関係を構築してきた紹介ネットワークを通じてサンプリングを実施しているため、健康改善を目指している患者様に食品メーカー等の商品サンプルを直接配布することが可能であります。食品メーカー等の委託企業としては、健康志向の商品を必要としている患者様に直接配布できるため、効果的なマーケティング活動が可能となります。

サンプリングの実施と同時に、紹介ネットワークの管理栄養士やサンプルを受け取った個人の患者様から、サンプリングにて配布した商品に関するアンケートを回収しております。当社では回収したアンケート結果を委託企業へフィードバックしているため、委託企業にとっては、自社商品についての意見を入手することができます。このように、効果的なマーケティング・リサーチや販促活動を可能にすることで、食品メーカー等のマーケティング活動を支援しております。

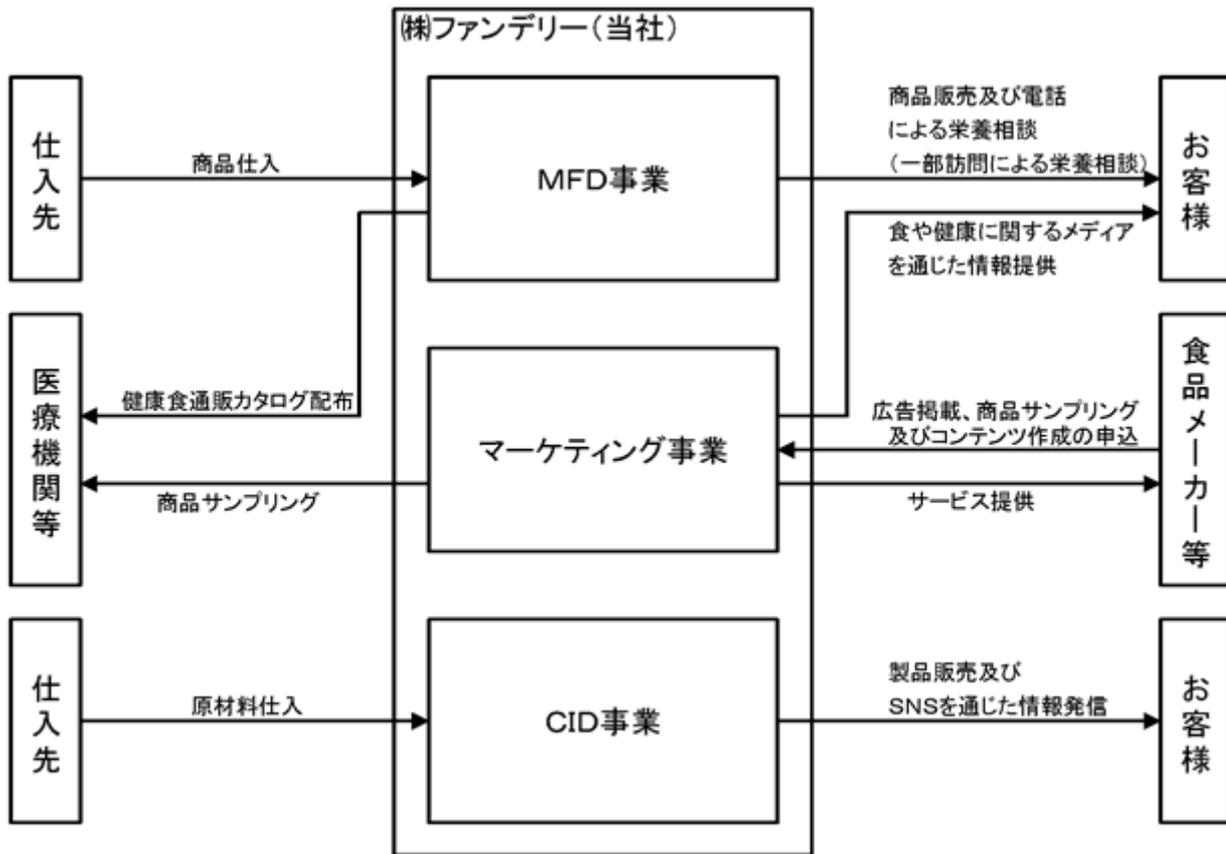
また、当社栄養士の監修により、食品メーカー等の委託企業が製造・販売している健康志向の商品についての販促ツールを作成し、紹介ネットワークを通じて患者様に配布しております。その商品を必要としている方へ直接情報提供することで、食品メーカー等のマーケティング活動を支援しております。

食や健康に関するメディアの運営

管理栄養士・栄養士向けコミュニティサイト『Foodish』、管理栄養士考案のレシピサイト『はちまるレシピ』、食や健康に関する情報配信サービス『ポイント家電』といったメディアを運営しております。『Foodish』は無料でご利用いただける栄養価計算ツール等により管理栄養士・栄養士の方の日頃の業務をサポートする他、ブログや交流会等のコンテンツを通じ、ユーザー同士のコミュニケーションの場を提供しております。『はちまるレシピ』は健康志向の商品を製造・販売している食品メーカー等の市販商品を使用して、エネルギーや塩分等に配慮した健康食レシピを作成・紹介しております。また、『ポイント家電』は、シャープ株式会社と共同で運営しており、同社が製造・販売するウォーターオープン「ヘルシオ」等の無線LAN機能を搭載した機種を通じて、健康志向の商品を製造・販売している食品メーカー等の広告や当社管理栄養士の専門性をいかした、食や健康に関する情報を音声や画像を用いて配信するサービスとなっております。

このように、健康に関する情報や健康志向の商品を必要とされている方などに向けて、健康志向商品の利用を直接訴求したいと考えている食品メーカー等のマーケティング活動を支援しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
51 (2)	29.8	4.7	4,187

セグメントの名称	従業員数（名）
MFD事業	20 (1)
CID事業	13 (-)
マーケティング事業	6 (1)
全社（共通）	12 (-)
合計	51 (2)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含み、パートタイマーを除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、ヘルスケア総合企業を目指して、お客様に満足度の高い商品及びサービスを提供することにより、中長期的には更なる収益力の向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

少子高齢化社会、ライフスタイルの変化による生活習慣病患者の急増などから、医療費の増加は続いており、現在の社会保険システムの維持は危機的な状況にあります。

そのような社会的背景の中で、当社はこうした社会状況を変革したいという理念のもと、健康増進の推進を図るためには、第一に「食事コントロール」、それでも困難な時に「医療」を行うのが望ましいという考え方を『一食二医』という当社の造語により提唱し、今後も『一食二医』社会を実現すべく事業に取り組んでまいります。

当社は、2018年4月に開始された5ヶ年の中期経営計画「Will 2022」において、当社の各事業において、事業構造の転換、大型契約の獲得推進、自社の強みを活かした新事業の創出を戦略方針として定めております。当事業年度からC I D事業として、当社初の生産拠点である埼玉工場で製造した製品を販売する新サービス『旬をすぐに』を開始いたしました。今後、『旬をすぐに』は当社の成長戦略の中心となってまいります。従来のM F D事業において展開する『ミールタイム』が生活習慣病で食事療法を必要とされている方を主要顧客とする一方で、C I D事業において展開する『旬をすぐに』は若年層の働き盛り世代を中心に、食材の良さやタイムパフォーマンスを重視する方々を主要顧客として想定しております。YouTube、Twitter、InstagramなどのSNSを活用し、タイムリーに、かつ食材の良さを前面に押し出して情報を発信することで、顧客への価値訴求をしております。

また、マーケティング事業においては、食品メーカー等への提案及びコミュニケーションに関して、WEB会議システムを積極的に活用することで量を増やし、営業担当者への外部研修プログラムを受講させることで質を高めることで、これまで以上に食品メーカー等との接点の拡大・関係強化を図ってまいります。

(2) 経営環境

当社が属する食事宅配市場は、国内の食関連市場が縮小傾向にある反面、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、女性の社会進出、食料品の購入や飲食に不便を感じる高齢者を中心とする買物弱者の増加といった社会的背景や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、宅配需要が増加しているため堅調に推移しております。

当社が主な顧客としている生活習慣病患者は年々増加傾向にあり、また、少子高齢化が進むことにより65歳以上の高齢者のみの世帯が増加するなど市場の成長が見込める経営環境となっております。そのため、食事宅配市場を今後の更なる成長が見込める有望市場と捉えて、事業者の積極的な参入による業種業態を超える競争の激化が進んでおります。また、宅配事業者の値上げによる配送コストの上昇もあり、引き続き厳しい状況となっております。さらに、食品業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者の関心が一層高まる中、企業の管理体制の徹底が求められております。

このような環境の中、当社では「一人でも多くのお客様に健康で楽しい食生活を提案し、豊かな未来社会に貢献します」という企業理念を念頭に、当社の強みである管理栄養士・栄養士によるきめ細かい栄養相談を活かして、お客様にとって価値の高い商品及びサービスを提供し、品質向上に努めております。

(3) 対処すべき課題

「栄養士おまかせ定期便」顧客数の拡大

当社は、M F D事業において、お客様の健康状態の改善、特に血液検査の数値を改善していただくことを目指しており、そのためには当社の健康食を継続的にご利用いただくことが効果的であるとと考えております。

当社では、ご注文の電話に必ず栄養士が対応し、お客様一人ひとりの身体に合った商品を当社の栄養士が選んでお届けしており、さらには栄養士が直接電話でのカウンセリングも随時受け付けている点で競合他社との差別化を図っております。

当社では、電話による注文受付とは別に、お客様に手間なく当社の商品を継続購入していただくことで健康改善につなげていただけるよう、「栄養士おまかせ定期便」という定期購入サービスを提供しております。

定期購入を利用するお客様を増加させること及び離脱率を低下させることで、当社商品の購入数の増加が見込まれます。定期購入をしていただくことで、お客様の健康改善に貢献できるとともに、当社の売上・利益が増加し、業績にも大きく影響いたします。当社は従来どおり定期購入顧客数の拡大を目指しております。

紹介ネットワークの拡大・深耕

当社は、MFD事業において、紹介ネットワークを通じて健康食通販カタログ『ミールタイム』を配布しており、お客様を獲得するための主たる手段となっております。紹介ネットワークにおいて、いかに当社のカタログを患者様に配布いただくかによって、当社の新規顧客数が大きく左右され、業績にも大きく影響いたします。当社は従来どおり紹介ネットワークを拡大していくとともに、各紹介ネットワークにおいてカタログを配布いただくような働きかけを強化してまいります。

顧客層の拡大

当社は、健康改善したい方を主要な顧客ターゲットとしております。それゆえ、顧客層は必然的に健康状態に疑義がある方が多いと推測される高齢のお客様に偏っているのが現状であります。

会社規模を拡大していくには、現状手薄となっている若年層のお客様を取り込んでいく必要があると考えております。また、健康状態に疑義がある方のみでなく、疾病予防の観点から、健康な方もお客様として取り込んでいく必要があると考えております。今後、これらに対する施策に取り組み、更なる収益獲得機会の拡大を図ってまいります。

商品・製品開発の充実

当社は、MFD事業において、糖尿病・脂質異常症・高血圧・痛風・メタボの方向けの「ヘルシー食」「ヘルシー食多め」、腎臓病・糖尿病性腎症・透析の方向けの「たんぱく質調整食」、咀嚼・嚥下が困難な方向けの「ケア食」を大きな分類として、商品『ミールタイム』を販売しております。また、CID事業において、国産食材を使用して自社工場で製造している製品『旬をすぐに』を販売しております。

しかしながら、商品・製品分類によっては品揃えが充実していないこと、商品・製品に使用されている食材の多様性・美味しさについて改善の余地があることなど商品・製品価値を向上すべき点は少なくありません。これらを改善していくことで、今後もお客様の満足につながる商品開発に取り組んでまいります。

コスト削減

当社は、商品販売価格の大幅値下げを行うなど、価格面でも顧客満足の向上に努めており、今後もこの方針で取り組んでいくものと考えております。それに対応すべく当社としては、コスト削減を徹底することにいたしており、具体的には、共栄会を活用した原材料仕入れの低価格化、委託先企業との価格交渉、外部委託業務の内製化、一般経費の削減等を検討しております。

教育体制の強化

人材の確保は、売上や顧客数、紹介ネットワーク数の増加、業務効率化の推進等の、業績向上の大きな要因となっております。採用した人材は、技術、知識を十分に兼ね備えた人材として教育できる体制を整えており、能力の向上を目的とした社内研修、外部からの講師を招いての講演会も積極的に行っております。今後も当社の業容の拡大に合わせた教育体制をさらに発展させてまいります。さらに、従業員のスキルにあったカリキュラムを構築し、全従業員がさらにステップアップできる教育体制を強化してまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため実際の結果と異なる可能性があるとともに、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 食品の安全性について

当社は、主力事業である健康食宅配サービス『ミールタイム』において、エネルギーや塩分、たんぱく質等をコントロールした食品を販売しております。また、C I D事業において、旬の国産食材を仕入れて当社の工場で製造した食品を販売しております。消費者の「食」の安全に対する意識が極めて高くなっている中で、当社商品及び製品の製造におきましても「食品衛生法」等を遵守した衛生管理・品質管理・賞味期限管理等を徹底し、食中毒の発生防止に取り組んでおります。

しかしながら、生産者や流通過程等による異物混入や虚偽表示等の事故・事件が発生した場合には、お客様の食品一般に対する不信感や当社商品に対する信頼・信用の毀損により、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報管理について

当社は、お客様の個人情報を多数保有しております。当社では、個人情報に関する法律をはじめとする法令諸規則を遵守すべく、個人情報の取り扱いに際し、「個人情報保護規程」を制定し、遵守することで個人情報を適正に保護管理するための社内体制を構築しております。また、プライバシーマークの認証を取得・更新し、情報漏洩の防止及び情報管理体制の強化に努めております。

しかしながら、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合には、当社のイメージ悪化、金銭的な補償の発生等により、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 会員数について

当社の主たるサービスである健康食宅配サービス『ミールタイム』の売上は、売上高(2022年3月期)の78.3%を占めております。また、『ミールタイム』の累計会員数は2022年3月末で281千名となっております。『ミールタイム』の会員数は、当社の売上高に大きな影響があることから、当社では新規会員の獲得活動に注力するほか、顧客満足度の向上を通じリピート率の向上にも努めております。

しかしながら、『ミールタイム』の会員数拡大に関する施策が計画どおり進捗しなかった場合、あるいは顧客満足度の低下に伴いリピート率が減少するなどした場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 紹介ネットワーク数について

健康食宅配サービス『ミールタイム』は、主として紹介ネットワークからのカタログ配布により会員を獲得しております。紹介ネットワーク拡大に関する施策が計画どおり進捗しない場合、紹介ネットワークからお客様へのカタログ配布がなされない場合、あるいは当社ブランドイメージの低下に伴う紹介ネットワークの解約が増加するなどした場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 競合について

健康志向の高い現在において、健康食の宅配会社が多く存在しており、新規参入する企業も増加しております。その中で当社は、M F D事業において、健康になりたい方向けにエネルギーや塩分、たんぱく質等をコントロールした食品を販売するとともに、社員のうち多数を占めている管理栄養士・栄養士による電話での栄養相談を受けて健康改善をサポートするという独自性を打ち出すことで、当社商品の販売拡大、ひいては企業価値の増大に努めております。

また、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、女性の社会進出などの社会的背景から、近年では宅配需要が増加しており、食事宅配会社が多く存在し、新規参入企業も増加しております。その中で当社は、C I D事業において、当社独自の仕組みを活用して旬の国産食材を安価に仕入れて食品を製造・販売することで、当社製品の販売拡大、ひいては企業価値の増大に努めております。

しかしながら、商品及び製品の品質面・価格面等における競争上の優位性が確保されない場合には、当社の業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

当社は、事業の遂行にあたって、食品安全基本法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)、健康増進法、食品表示法、特定商取引に関する法律(特定商取引法)、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)等の法的規制の適用を受けております。

当社は、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底や教育の実施等、これらの法令の遵守に努めておりますが、将来的に当社が規制を受けている法令の変更や新たな法令の施行等があった場合には、当社の事業活動が制限される可能性があります。

また、当社では、関係機関に自主的に働きかけ、関連法令等の遵守についての指導を受けることによって、社内における管理体制を構築しております。

しかしながら、当社健康食通販カタログ『ミールタイム』における掲載記事や広告、食事宅配サービス『旬をすぐに』における掲載内容について適正性に疑義が生じるような事態が発生した場合や、そのような報道がなされた場合には、当社に対する信用力が低下し、当社の事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 特定人物への依存について

当社の代表取締役である阿部公祐は、経営ビジョン・方針の提示やそれに基づいた事業戦略の策定をはじめ、中期経営計画の立案及び推進、新規事業の立案及び推進の中心的な役割を担っております。

当社は事業拡大に応じて、代表取締役に過度に依存しない経営体制を構築すべく権限の委譲等を進めておりますが、何らかの理由により代表取締役の業務継続が困難となった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 小規模組織について

当社は本書提出日現在、役員8名(取締役5名、監査役3名)、従業員54名と小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものとなっております。当社は今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保及び育成について

当社は、上記のとおり現時点においては小規模組織ですが、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた営業人員の確保が必要となります。また、新工場の稼働に伴って、商品製造に係る人員や新体制の構築・維持に係る管理部門の人員の確保が必要となります。当社は今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針であります。必要な人員の確保が計画どおり進まなかった場合又は人員の流出が生じた場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 大規模災害等の及ぼす影響について

当社の本社及び工場がある首都圏において大規模地震や大型台風などの自然災害が発生し、本社機能及び生産機能が麻痺した場合、当社の事業の継続が困難な状況に陥る可能性があります。また、自然災害以外の理由によっても、大規模停電や断水などの社会インフラの停止が発生した場合のほか、当社従業員に新型コロナウイルス等の感染症の感染が拡大した場合、当社の業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症に対する社内の対応として、換気、手洗い・うがいの徹底、受電を行うオペレーターの席の間隔を空ける、社内イベント・研修等の自粛、対面でのミーティングや外出・来客の制限、といった感染防止の取り組みを実施しております。

(11) システム障害について

当社がインターネットを通じて運営している健康食通販サイト『ミールタイム』及び食事通販サイト『旬をすぐに』は、食事宅配事業の重要な役割を担っており、また、当社工場において製品を自動倉庫で管理しており、事業の安定的な運用のためのシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。

しかしながら、地震、火災などの自然災害、事故、停電など予期せぬ事態の発生によって、当社設備又はネットワークに障害が発生した場合には、当社の営業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社もしくはインターネット・サービス・プロバイダーのサーバーが何らかの原因によって作動不能となる、あるいは外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入などの犯罪や過誤によるネットワーク障害が発生するなどの可能性があります。これらの障害が発生した場合には、当社に直接的損害が生じるほか、当社に対する訴訟や損害賠償請求が生じるなど、当社の事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 需要予測に基づく仕入れについて

当社では、MFD事業において、在庫切れによる販売機会ロスの回避や一括仕入による原価率の低減を図るために、過去の販売実績や需要予測に基づいて商品の仕入れを行い、在庫として保有しております。実際の受注が需要予測を下回った場合には、当社に過剰在庫が発生して商品評価損を計上することとなり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 仕入価格・製造コストの高騰について

当社では、MFD事業において製造委託先から商品の仕入を行っており、CID事業において当社工場で製品の製造を行っております。製造委託先及び当社工場での商品及び製品の製造時に使用される原材料は、天候不順による農作物の不作等により原材料費が上昇する可能性があります。また、わが国の人口減少や昨今の労働力不足により、商品及び製品の製造に従事する人員の確保に要する労働費が上昇する可能性があります。さらに、原油価格の上昇等により、石油製品である包装材料や弁当容器類の価格上昇が生じる可能性があります。これらの理由により、商品及び製品の仕入価格・製造コストが高騰した場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 製造委託先への依存について

当社で販売している商品『ミールタイム』は、主に製造委託先2社(トオカツフーズ株式会社、株式会社アサヒウェルネスフーズ)からの仕入に依存しており、当社の商品仕入高に占める割合は2022年3月期で89.3%となっております。これまで同様、両社を含む各取引先との良好な関係を維持・継続していく方針であります。両社との取引基本契約は、双方とも6ヶ月前の事前告知の上解除することが可能となっているほか、以下のような事由を即時解除事由として定めております。

- ・ いずれかの当事者が、差押、会社の整理もしくは再生・更生手続の開始、もしくは破産の申立等を行った場合、及び契約に違反した場合
- ・ 監督官庁から営業の停止、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
- ・ 資産・信用状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合

提出日現在において当社との間で、当該契約に定められている契約解除条項に該当する事実はありません。

しかしながら、製造委託先の経営方針の変更あるいは何らかの事情により、製造委託先が当社商品の製造を継続することが困難となった場合、委託先の選定・変更に伴う一時的な製造の中断など、当社の業績及び財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 保管・配送委託先への依存について

当社は、MFD事業において、商品の受入・検品・保管・仕分・梱包・発送を倉庫業者1社(湘南東洋株式会社)に、お客様へのお届けを宅配事業者1社(ヤマト運輸株式会社)に委託しております。また、CID事業において、お客様へのお届けを主に宅配事業者1社(ヤマト運輸株式会社)に委託しております。

委託先の操業停止の事象によりそれらの業務ができなくなった場合、代替する事業者を選定するまでの間、当社商品の出荷が困難となる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 電力供給について

当社は、冷凍商品を取り扱っているため、商品及び製品の製造後、出荷されるまでの間、冷凍倉庫に保管する体制をとっております。予想を超える電力不足により電力供給が滞った場合、商品及び製品の保全が困難となる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 新規事業について

当社は、ヘルスケア総合企業を目指しており、今後も積極的に新たなビジネスを開拓していく方針であります。

しかしながら、事業が確立するまでには当初想定した以上の時間を要する場合があります。事業推進や投資回収が当初計画どおりに進まない可能性があります。

(18) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態、将来の成長に向けた投資のための内部留保等を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。

しかし、事業環境の急激な変化により、経営成績及び財政状態次第では安定的な配当を行うことができなくなる可能性があります。

(19) 新株発行による資金調達について

当社は成長意欲を有しており、将来の急速な事業規模の拡大に伴い、増資を中心とした資金調達を機動的に実施していく可能性があります。その場合には、発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(20) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストック・オプション制度を採用しております。会社法の規定に基づき、株主総会または取締役会の承認を受け、当社取締役及び従業員に対して新株予約権を付与しております。

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は6,457,500株であり、これら新株予約権の権利が行使された場合は、新たに株式64,800株が発行され、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。従いまして、今後付与される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(21) 資金調達に係る財務制限条項について

当社は、新工場の建設費用として資金の借入を行っており、本契約には一定の財務制限条項が付されております。当該条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失し、一括返済を求められる等、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、食事宅配サービスにおいて、以前より展開しているMFD事業に加えて、前事業年度にCID事業を開始いたしました。同事業の損益分岐点の未達及び将来の販売見通しに基づいた当事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより、多額の営業損失及び経常損失を計上しております。

また、同事業は当初の想定よりも販売が伸び悩み、同事業の製品を製造している埼玉工場の稼働率が低調に推移しており、同事業の損益分岐点未達が続いているため、継続して営業活動から生じる損益がマイナスとなる見込みとなりました。そのため、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失として減損損失を計上したことにより、多額の当期純損失を計上しております。

その結果、当事業年度においても、長期借入金に係る財務制限条項の一部に抵触しており、当該財務制限条項に該当した場合には期限の利益を喪失することとなります。

これらのことから、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、取引金融機関と定期的に意見交換を行うことで同金融機関と良好な関係を構築しており、上記の期限の利益の喪失に係る権利行使について同金融機関と協議し、当該権利行使をしないことについて同金融機関の同意を得ております。

また、これらの対応策に加えて、翌事業年度の資金繰りについても検討いたしました。当社は、翌事業年度の事業計画において売上高の増加を見込んでおりますが、MFD事業及びCID事業の販売数量について、より保守的な仮定を採用した場合の売上予測を基礎として作成した資金繰り計画を考慮した結果、当事業年度末の翌日から12ヶ月間の資金繰りに関して重要な懸念はないと判断しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、飲食店への休業要請や大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請などを背景として個人消費の回復に悪影響を及ぼしている一方で、ワクチン接種の進展、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の解除により個人消費の回復基調への復帰が期待されるものの、消費者物価の上昇により消費者マインドが悪化し、個人消費の回復ペースが鈍化するおそれがあり、先行きは依然として不透明な状態が続いております。

当社が属する食事宅配市場は、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、女性の社会進出、食料品の購入や飲食に不便を感じる高齢者を中心とする買物弱者の増加といった社会的背景や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、宅配需要が増加しているため堅調に推移しております。

当社が主な顧客としている生活習慣病患者は年々増加傾向にあり、また、少子高齢化が進むことにより65歳以上の高齢者のみの世帯が増加するなど市場の成長が見込める経営環境となっております。そのため、食事宅配市場を今後の更なる成長が見込める有望市場と捉えて、新規参入する企業が増加しており、引き続き競争の激化が進んでおります。また、食品業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者の関心が一層高まる中、企業の管理体制の徹底が求められております。

このような環境の中、当社では「一人でも多くのお客様に健康で楽しい食生活を提案し、豊かな未来社会に貢献します」という企業理念を念頭に、当社の強みである管理栄養士・栄養士によるきめ細かい栄養相談を活かして、お客様にとって価値の高い商品及びサービスを提供し、品質向上に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

イ．財政状態

当事業年度における財政状態は、総資産は5,462,628千円（前事業年度末比2,269,964千円減）となりました。負債は4,819,454千円（前事業年度末比300,085千円減）となりました。純資産は643,173千円（前事業年度末比1,969,879千円減）となりました。

ロ．経営成績

当事業年度における経営成績は、売上高は3,123,619千円（前期比2.0%増）、営業損失は177,466千円（前期は営業損失553,192千円）、経常損失は158,916千円（前期は経常損失559,856千円）、減損損失1,777,679千円を特別損失に計上し、当期純損失は1,948,817千円（前期は当期純損失374,663千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

MFD事業

当セグメントにおきましては、以前より実施している季節ごとの商品入れ替えや「ミールタイムスイーツコレクション」の新商品販売、当社の管理栄養士・栄養士による食事相談サポート付き『私のおせち』の販売、紹介ネットワークの管理栄養士・栄養士に向けた「ミールタイム栄養士スキルアップセミナー」の実施により、認知度の向上及び新規顧客の獲得に努めました。

また、従来どおり、全国の医療機関等へ当社及びサービスの認知度の向上に向けた取り組みによる紹介ネットワークの拡大と深耕を通して新規顧客の獲得に努めるとともに、当社の管理栄養士・栄養士がお客様の疾病、制限数値、嗜好に合わせて食事を選び定期購入できるサービス「栄養士おまかせ定期便」への積極的な移行を中心として販売に注力しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により医療機関からの新規顧客が減少したことから、前期比で収益が悪化しました。この結果、MFD事業における売上高は2,445,911千円（前期比8.5%減）、セグメント利益（営業利益）は517,761千円（同15.1%減）となりました。

C I D事業

当セグメントにおきましては、旬や国産の食材にこだわる食事宅配サービス『旬をすぐに』にてスペシャルアンバサダーを務めている冷食マイスターとのコラボメニューの販売や、A Iが顧客の嗜好を学習して最適なメニューを提案する定期購入サービス「A I旬すぐ」の開始により新規顧客の獲得及び販売数の拡大に努めました。

しかしながら、依然として損益分岐点には達していないことから、原価率を低減できず収益が悪化しました。

この結果、C I D事業における売上高は232,487千円（前期は29,669千円）、セグメント損失（営業損失）は750,732千円（前期は営業損失1,102,142千円）となりました。

マーケティング事業

当セグメントにおきましては、健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』の2誌による広告枠の販売、また、紹介ネットワークを活用した業務受託において複数の案件を獲得しました。

この結果、マーケティング事業における売上高は445,220千円（前期比23.7%増）、セグメント利益（営業利益）は331,455千円（同28.8%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は期首残高より398,365千円増加し、1,066,839千円（前期比159.6%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは738,474千円の収入（前期は278,719千円の支出）となりました。この主な要因は、税引前当期純損失が1,964,777千円、減価償却費が497,607千円、減損損失が1,777,679千円、賞与引当金の減少額が5,606千円、支払利息が39,606千円、新株予約権戻入益が2,715千円、補助金減額損が30,897千円、棚卸資産の減少額が2,482千円、仕入債務の減少額が24,878千円、未払又は未収消費税等の増減額が155,511千円、奨励金の受取額が56,420千円、補助金の受取額が53,756千円、利息の支払額が42,647千円、法人税等の還付額が224,664千円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは50,693千円の支出（前期比92.4%減）となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出が47,801千円、無形固定資産の取得による支出が620千円、敷金及び保証金の差入による支出2,272千円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは289,415千円の支出（前期比6.3%減）となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出が270,360千円、配当金の支払額が19,055千円となったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

イ．生産実績

当事業年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前期比（％）
C I D事業	867,360	20.9

（注）金額は、製造原価によっております。

ロ．仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前期比(%)
MFD事業	1,143,453	5.1
マーケティング事業	73,672	+22.9
合計	1,217,126	3.8

(注)金額は、仕入価格によっております。

ハ．受注実績

当社は、受注から販売までの期間が短期間のため、記載を省略しております。

二．販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
MFD事業	2,445,911	8.5
CID事業	232,487	+683.6
マーケティング事業	445,220	+23.7
合計	3,123,619	+2.0

(注)総販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。また、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の経営成績は、MFD事業において、以前より実施している季節ごとの商品入れ替え、糖尿病、高血圧など食事療法を必要とされる方に向けた新商品の開発、全国の医療機関等へ当社及びサービス認知度の向上にむけた取り組みによる紹介ネットワークの拡大と深耕を通じた新規顧客の獲得、及び「栄養士おまかせ定期便」利用者獲得の推進、また、CID事業において、SNSや広告宣伝による新規顧客の獲得や埼玉工場の立ち上げの推進、さらに、マーケティング事業において、紹介ネットワークを活用した業務受託の案件獲得に向けた提案営業に注力した結果、売上高が3,123,619千円(前期比2.0%増)、売上総利益が1,181,417千円(前期比22.8%増)となりました。当社では、下記の2点が減収・減益の要因であると認識しております。

- イ．MFD事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社の紹介ネットワークである医療機関からの新規顧客の流入が低調に推移し、定期購入サービスへの移行が当初の想定を下回った。また、MFD事業のチャネル別売上比率の約6割を占める定期購入サービスの利用会員数が4四半期連続で減少した。
- ロ．当事業年度より開始したCID事業の損益分岐点の未達及び翌事業年度の販売見通しに基づいた当事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより、多額の売上原価が発生した。

販売費及び一般管理費は、物流費の上昇、従業員の増加に伴う人件費及び採用費の増加、新工場の稼働に伴う初期費用の発生等により1,358,883千円（前期比10.3%減）となり、営業損失は177,466千円（前期は営業損失553,192千円）となりました。

営業外収益は58,855千円（前期比2,048.2%増）となりました。主な内訳は、受取手数料748千円、受取奨励金56,420千円、還付加算金767千円、雑収入920千円であります。また、営業外費用は、40,306千円（前期比328.6%増）となりました。主な内訳は、支払利息39,606千円、雑損失699千円であります。その結果、経常損失は158,916千円（前期は経常損失559,856千円）となりました。

特別利益は2,715千円（前期比96.9%減）となりました。内訳は、新株予約権戻入益2,715千円であります。

特別損失は1,808,576千円となりました。主な内訳は、減損損失1,777,679千円、補助金減額損30,897千円であります。

税引前当期純損失は1,964,777千円（前期は税引前当期純損失472,239千円）と利益の減少により法人税、住民税及び事業税など法人税等合計が15,960千円となり、当期純損失は1,948,817千円（前期は当期純損失374,663千円）となりました。

当事業年度末の財政状態は、主に固定資産の減少（前事業年度末比2,271,904千円減）があったことなどから、総資産が5,462,628千円（前事業年度末比2,269,964千円減）となりました。

当事業年度末の流動資産は1,718,265千円（前事業年度末比1,940千円増）となりました。この主な要因は、未収法人税等の減少210,088千円、未収消費税の減少98,886千円、未収入金の減少83,275千円、原材料及び貯蔵品の減少50,247千円があった一方、現金及び預金の増加398,365千円、商品及び製品の増加46,364千円によるものであります。

当事業年度末の固定資産は3,744,362千円（前事業年度末比2,271,904千円減）となりました。この主な要因は、敷金の増加2,272千円があった一方、建物（純額）の減少135,896千円、構築物（純額）の減少41,530千円、機械装置及び運搬具（純額）の減少1,991,598千円、工具、器具及び備品（純額）の減少32,318千円、ソフトウェアの減少73,092千円によるものであります。

当事業年度末の流動負債は557,464千円（前事業年度末比29,732千円減）となりました。この主な要因は、未払消費税の増加61,405千円があった一方、買掛金の減少24,878千円、未払金の減少58,155千円、賞与引当金の減少5,606千円によるものであります。

当事業年度末の固定負債は4,261,990千円（前事業年度末比270,352千円減）となりました。この主な要因は、長期借入金の減少270,360千円によるものであります。

当事業年度末の純資産は643,173千円（前事業年度末比1,969,879千円減）となりました。この主な要因は、配当金の支払い及び当期純損失の計上による利益剰余金の減少1,968,090千円によるものであります。

当事業年度のキャッシュ・フローの状況とそれらの原因については「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、食品の安全性への信頼を揺るがす事故・事件の発生等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があること認識しております。そのため、当社は、定期的な第三者機関による品質・安全性の検査の実施等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切に対応していく所存であります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、MFD事業においては、当社の紹介ネットワークである医療機関における外来患者の減少に伴い、医療機関からの新規顧客の流入が低調に推移しており、定期購入サービスの利用会員数も減少傾向にあるため、業績は悪化傾向にあります。WEBによるコミュニケーションを検討するなど、業績回復に向けて継続的に商品・サービスの見直しを検討してまいります。CID事業及びマーケティング事業においては、特段大きな影響を受けておらず、業績への影響は軽微であると見込んでおります。

当社の資本の財源及び資金の流動性は次のとおりであります。

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品及び原材料の仕入、運賃、広告宣伝費、保管料、人件費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社は、2019年3月期から2021年3月期にかけて埼玉工場に係る設備投資を実行しており、自己資金及び金融機関からの借入等による資金調達を行いました。翌事業年度においては、重要な設備投資等を予定していないため、事業運営上必要な自己資金の安定的な確保に努めてまいります。

なお、当事業年度末における有利子負債の残高は4,526,870千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,066,839千円となっております。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、下記のとおり、契約を締結しております。

相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
トオカツフーズ株式会社	商品取引契約書	商品の製造業務	2021年8月10日から 2022年8月9日まで (1年間の自動更新)
株式会社アサヒウェルネスフーズ	取引基本契約書兼製造委託契約書	商品の製造業務	2022年3月9日から 2023年3月8日まで (1年間の自動更新)
株式会社みずほ銀行	金銭消費貸借契約証書	資金の借入	2020年6月15日から 2038年12月28日まで

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施しました設備投資の総額は371千円であります。その主なものは、本社におけるシステムの更新371千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	ソフトウェア		合計
本社 (東京都北区)	全社共通	本社事務所	3,075	1,322	-	- (-)	333	4,732	38 (2)
埼玉工場 (埼玉県本庄市)	C I D	食品製造設備	2,697,970	16,862	463,286	516,725 (25,755.93)	-	3,694,844	13 (-)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社事務所を賃借しており、年間賃借料は38,278千円であります。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,300,000
計	25,300,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,457,500	6,457,500	東京証券取引所 マザーズ市場(事業年度末現在) グロース市場(提出日現在)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。また、単元株式数は 100株であります。
計	6,457,500	6,457,500	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2014年3月12日	2018年2月15日	2018年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 39	当社取締役 3	当社従業員 49
新株予約権の数(個)	460	360	156 [150]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,800	普通株式 36,000	普通株式 15,600 [15,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134(注)2	1,468(注)2	2,087(注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年4月1日 至 2024年2月29日	自 2019年7月1日 至 2024年6月30日	自 2020年3月31日 至 2024年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 134 資本組入額 67	発行価格 1,468 資本組入額 734	発行価格 2,087 資本組入額 1,043.5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)4	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3) 新株予約権を保有する新株予約権者が死亡した場合は、下記(4)に規定する「新株予約権割当契約書」に基づく権利行使の条件を満たした新株予約権についてのみ、その相続人が行使できるものとする。
- (4) その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により、当社と割当者との間に締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 第5回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2019年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書)において、次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として、条件を充たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに行使することができる。なお、新株予約権者

は、当該各号のいずれかを行使することができ、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

営業利益が2,500百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、上記(1)又は の条件を達成した後に、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5. 第6回新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2020年3月31日（以下、「権利行使開始日」という。）以降、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。

権利行使開始日以降：行使可能割合 5分の2

権利行使開始日から起算して1年が経過した日以降：行使可能割合 5分の3

権利行使開始日から起算して2年が経過した日以降：行使可能割合 5分の4

権利行使開始日から起算して3年が経過した日以降：行使可能割合 5分の5

なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社の従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社の従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)	3,000	6,373,500	201	274,236	201	224,236
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)	10,500	6,384,000	703	274,939	703	224,939
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)	71,100	6,455,100	4,763	279,703	4,763	229,703
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)	2,400	6,457,500	160	279,864	160	229,864
2021年4月1日～ 2022年3月31日	-	6,457,500	-	279,864	-	229,864

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	12	20	19	12	2,544	2,609	-
所有株式数 (単元)	-	694	622	325	1,244	32	61,635	64,552	2,300
所有株式数 の割合(%)	-	1.08	0.96	0.50	1.93	0.05	95.48	100.00	-

(注) 自己株式100,000株は、「個人その他」に1,000単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
阿部 公祐	埼玉県さいたま市浦和区	4,044	63.61
宮入 知喜	埼玉県川口市	180	2.83
阿部 ふよう	埼玉県川口市	125	1.97
利川 美緒	埼玉県さいたま市北区	78	1.23
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 3 (常任代理人 野村證券株式会社)	10 MARINA BOULEVRD, 36-01 MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER-2 SINGAPORE (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	74	1.17
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	68	1.08
榎田 重夫	愛知県豊橋市	57	0.90
阿部 美子	埼玉県さいたま市浦和区	42	0.66
中山 隆弘	石川県金沢市	35	0.56
相田 泰道	東京都目黒区	30	0.47
計	-	4,735	74.49

(注) 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、68千株であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,355,200	63,552	-
単元未満株式	普通株式 2,300	-	-
発行済株式総数	6,457,500	-	-
総株主の議決権	-	63,552	-

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄は、すべて当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ファンデリー	東京都北区赤羽二丁 目51番3号	100,000	-	100,000	1.55
計	-	100,000	-	100,000	1.55

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	100,000	-	100,000	-

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。2022年3月期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、経営成績・財政状態を勘案したうえで、1株当たり期末配当を3円とすることを予定しておりましたが、CID事業の固定資産に係る減損損失の計上に伴い経営成績・財政状態が悪化したことから、誠に遺憾ながら2022年3月期の期末配当を無配といたします。

また、次期の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり期末配当を3円とさせていただく予定であります。

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

なお、期末配当の基準日は毎年3月31日、中間配当の基準日は毎年9月30日としております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、以下の「内部統制システムの基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

a．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業理念及び行動規範」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
- (b) 「内部通報規程」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
- (c) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- (d) 「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を制定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- (b) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講ずる。
- (c) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

d．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
- (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

e．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、過去に存在していた際の体制を参考としつつ、将来において子会社等を含めた、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

- (a) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
- (b) グループ会社の管理は経理部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼務するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の業務執行を監査する。
- (c) 当社の監査役及び内部監査担当者は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

f．財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

(c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

(b) 当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとする。

(b) 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門は、監査役に対して報告を行う。

(c) 取締役及び使用人は、監査役から業務施行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに報告を行わなければならない。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。

(b) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、意見・情報の交換を行い、監査役監査の充実を図る。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化を未然に防止する体制の構築に努めております。

また、法律事務所及び会計事務所等の法務・会計専門家等外部の専門家との相談や意見交換を通じて、事業に係るリスクをはじめとする諸情報を得て、最善と考えられる経営判断を行うよう努めております。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数及び取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の員数を7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己株式の取得を行うことのできる旨を定款に定めております。これは経済情勢の変化に対応し、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	阿部 公祐	1972年11月15日	1996年4月 朝日火災海上保険株式会社(現 楽天損害保険株式会社)入社 2000年9月 当社設立 代表取締役 2016年2月 代表取締役 経営管理本部長 2020年6月 代表取締役(現任)	(注)3	4,044,100
常務取締役 MFD事業部長 メディア事業部長 デザイン・システム室長	宮入 知喜	1977年10月7日	2000年4月 光明理化学工業株式会社 入社 2006年6月 当社入社 2008年1月 取締役 ミールタイム事業部長 2009年4月 取締役 メディア事業部長 2009年6月 取締役 MFD事業部長 2010年1月 取締役 経営管理部長 2010年7月 常務取締役 MFD事業部長 2020年8月 常務取締役 MFD事業部長 兼 デザイン・システム室長 2021年4月 常務取締役 MFD事業部長 兼 メディア事業部長 兼 デザイン・システム室長(現任)	(注)3	180,000
取締役 マーケティング事業部長	利川 美緒	1981年3月3日	2001年4月 当社入社 2010年7月 取締役 マーケティング事業部長 2014年10月 取締役 マーケティング事業担当 2015年4月 取締役 マーケティング事業部長(現任)	(注)3	78,300
取締役 経営管理本部長	茅野 智憲	1983年10月16日	2008年12月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2012年9月 公認会計士登録 2013年3月 当社入社 2016年9月 人事総務部長 2020年6月 取締役 経営管理本部長(現任)	(注)3	8,400
取締役	山崎 雄一	1948年7月12日	1971年4月 松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)入社 1996年12月 同社 東北営業部 東北電器営業所長 2000年6月 同社 東部電器営業部 首都圏電器営業所長 2002年12月 同社 東部電器新需要マーケティンググループ長 2005年4月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)転籍 NWM本部新需要マーケティング担当部長 2008年12月 株式会社ヒューレックス アドバイザー 2012年5月 株式会社ワイルド・ライフ・コーポレーション 部長 2016年6月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	村木 和彦	1953年3月24日	1976年4月 日本電気株式会社 入社 2003年10月 同社 パーソナルソリューション 企画本部長代理 2005年7月 同社 BIGLOBE事業本部 事業開発統括マネージャー 2005年11月 埼玉日本電気株式会社 経営企画統括部長 兼 経営企画室長 2006年6月 同社 取締役 経営企画室長 2010年4月 同社 取締役 経営企画統括部長 2010年6月 NECフィールディング株式会社 監査役 2014年6月 日本電気株式会社 経営企画本部 嘱託 2014年6月 株式会社NEC情報システムズ 監査役 2014年6月 株式会社NECライベックス 監査役 2016年6月 当社 常勤社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	成願 隆史	1973年1月4日	1996年11月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2000年5月 公認会計士登録 2003年8月 ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社(現 ケネディクス株式会社)入社 2008年1月 公認会計士成願隆史事務所開設 所長(現任) 2009年4月 株式会社エプコ 監査役 2010年7月 当社 社外監査役(現任) 2016年3月 株式会社エプコ 社外取締役(監査等委員) 2017年9月 株式会社ビーブレイクシステムズ 社外取締役(現任)	(注)5	4,500
監査役	浅井 耕作	1983年7月24日	2006年4月 野村證券株式会社 入社 2022年1月 Auxiliary Partners株式会社設立 代表取締役(現任) 2022年6月 当社 社外監査役(現任)	(注)5	-
計					4,315,300

- (注) 1. 取締役山崎雄一は、社外取締役であります。
2. 監査役村木和彦、成願隆史及び浅井耕作は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2022年6月21日開催の定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時であります。
4. 監査役村木和彦の任期は、2020年6月23日開催の定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時であります。
5. 監査役成願隆史及び浅井耕作の任期は、2022年6月21日開催の定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時であります。
6. 常務取締役宮入知喜は、代表取締役阿部公祐の義弟であります。
7. 当社では、取締役会の意思決定及び業務執行の迅速化かつ効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、本書提出日現在、該当者はおりませんが、適任者がいれば随時選任してまいります。

社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役1名、社外監査役3名をそれぞれ選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門家としての必要な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係を勘案して独立性に問題がないことを社外取締役及び社外監査役の選考基準としております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考しております。

社外取締役山崎雄一は、事業会社において健康・美容商品等ヘルスケア領域のマーケティングに長年携わっており、幅広い経験と見識等を有していることから、法律に関して高い監督機能を期待できると判断し、社外取締役に選任しております。

社外監査役村木和彦は、事業会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社の経営に対する高い監査機能が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役成願隆史は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役浅井耕作は、証券会社での業務を通じて培われた金融に関する幅広い経験と見識、企業経営者としての経験と幅広い知見を有していることから、当社の経営に対する高い監査機能が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。

また、本書提出日現在、社外監査役成願隆史は当社の株式を4,500株保有しております。これらの関係以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別な利害関係はありません。

上記の内容から社外取締役及び社外監査役の選任状況については、当社の経営に対し、高い監督・監査機能が発揮され、独立性が担保されていると認識しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査につきましては、内部監査担当者1名が監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

社外取締役による監督及び監査役監査につきましては、社外取締役、社外監査役がそれぞれの役割に応じて、取締役会への出席、経営トップとの積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っております。

会計監査につきましては、会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査業務を委嘱しております。

なお、監査役会、内部監査担当者、会計監査人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、課題・改善事項等の情報を共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役、非常勤監査役がそれぞれの役割に応じて、取締役会への出席、経営トップとの積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役の業務執行の監査を行っており、また会計監査として、財務報告体制、財務諸表などの適法性などについて監査しております。また、監査役は内部監査担当者から業務監査等の報告を受けることにより連携を図るとともに、会計監査人からは監査報告書の説明、監査計画等について情報交換することにより連携を図っております。

なお、監査役会、内部監査担当者、会計監査人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、課題・改善事項等の情報を共有し、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

イ．常勤監査役による監査活動

常勤監査役村木和彦は、監査役会が定めた監査役監査の基準と監査計画に準拠し、内部監査担当者及び会計監査人と連携し、監査活動を実施してまいりました。主な監査活動としては、取締役会その他重要な会議に出席し、職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また各取締役及び各部門長と面談によって情報を収集し、業務遂行状況の把握に努めるとともに、内部統制システムにつきましても、内部監査担当者と連携し、構築・運用状況を確認いたしました。会計監査人からは「監査計画」、「監査実施状況」、「監査結果」等定期的に報告を受け、必要に応じて意見の交換や棚卸の視察に立ち会うなど連携を図ってまいりました。その中で、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質等に関する情報を収集し、その結果として会計監査人の監査の方法と結果の相当性について確認いたしました。

ロ．監査役会の開催回数と各監査役の出席状況

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
村木 和彦	13回	13回
成願 隆史	13回	13回
島田 直樹	13回	13回

ハ．監査役会における主な検討事項

監査役会の主な議案は、法令等で監査役会が決議を求められている事項の審議および報告でありました。主な決議事項として監査役会の監査計画や会計監査人の選解任および監査報酬の同意等について審議し、主な報告事項としては、業務監査や社長との意見交換に関する報告が常勤監査役より行われました。

a．通常の監査項目として監査を行った事項

- (a) 取締役及び執行部門の職務執行の適法性及び妥当性並びに効率性
- (b) 内部統制システム、コンプライアンス体制、リスク管理の構築・運用状況
- (c) 財務諸表等と事業報告の内容、及び会計監査人の監査方法と結果の相当性確認
- (d) 社内規程等の整備・遵守状況及び稟議書・契約書・重要書類の作成・保管状況
- (e) 労務管理の状況及び人材の育成・強化への取り組み状況

b．第22期に重点を置いた監査項目

第22期に重点を置いた監査項目は、「C I D事業の運営全般」及び「KAM（監査上の主要な検討事項）関連事項」であります。「C I D事業の運営全般」については、経営者にビジネスの状況や課題をヒアリングし、意見を交換すると共に、埼玉工場に出向き、工場運営や在庫の状況等を直接確認いたしました。

また「KAM（監査上の主要な検討事項）」については、前期のKAM対象項目に加え、新たな項目についても会計監査人より適宜報告を受け、協議いたしました。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査担当者1名が内部監査規程に基づき、当該部門が持つリスクを反映させたチェックリストを基に毎年度計画的に内部監査を実施しており、監査結果、指摘事項及び勧告事項等の監査報告書を代表取締役へ報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

内部統制業務につきましては、内部監査同様内部監査担当者が担当し、監査役及び会計監査人と相互に情報または資料を提供し合い、監査項目によっては相互分担、補充等、連携を密に協力し合うことにより、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ．継続監査期間

10年間

ハ．業務を執行した公認会計士

公認会計士 平井 清氏

公認会計士 今井仁子氏

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者3名、その他4名であります。

なお、有限責任 あずさ監査法人、監査業務を執行した公認会計士及びその補助者と当社との間には特別の利害関係はありません。

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、当社の経理部門及び内部監査担当者並びに会計監査人から、会計監査人の独立性・監査体制・監査の実施状況や品質等に関する情報収集を行い、監査の方法及び監査結果の相当性・会計監査人の適格性・監査報酬等について確認を行った上で選定を行っております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人の品質管理、監査チームの独立性等、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスクについて総合的に評価し、監査法人の再任の妥当性を判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,000	-	21,500	-

(注) 当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬2,000千円を会計監査人に支払っております。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGのメンバーファーム)に属する組織に対する報酬(イ.を除く)

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案した上で決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等については、当社の業績や各取締役の管掌業務の成果等を勘案して決定しており、固定報酬のみで構成されております。2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300,000千円以内（うち、社外取締役分30,000千円以内）として支給することを決議しており、報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議を経て支給することとしております。なお、当該定時株主総会決議当時の取締役の員数は5名（うち、取締役（社外取締役を除く）4名、社外取締役1名）であります。

当社の監査役の報酬等は、監査を適切に行うために独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみで構成されており、業績に連動する要素はありません。2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内として支給することを決議しており、報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしております。なお、当該定時株主総会決議当時の監査役の員数は3名（うち、監査役（社外監査役を除く）1名、社外監査役2名）であります。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程においては、代表取締役が上記の方針について説明し、社外取締役及び社外監査役が出席する2021年6月22日開催の取締役会で審議し、社外取締役及び社外監査役から必要な意見・助言を得ております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	80,963	80,963	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	6,000	6,000	-	-	1
社外監査役	21,600	21,600	-	-	3

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、会計専門誌の購読、監査法人等の主催するセミナーへの参加等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	668,474	1,066,839
売掛金	187,692	187,510
商品及び製品	327,850	374,215
仕掛品	147	1,548
原材料及び貯蔵品	95,475	45,228
前払費用	39,964	39,037
その他	396,810	3,951
貸倒引当金	90	64
流動資産合計	1,716,325	1,718,265
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,538,445	2,538,445
減価償却累計額	147,279	283,176
建物(純額)	2,391,165	2,255,268
構築物	528,839	528,839
減価償却累計額	41,530	83,061
構築物(純額)	487,308	445,777
工具、器具及び備品	99,136	99,136
減価償却累計額	48,632	80,951
工具、器具及び備品(純額)	50,504	18,185
機械装置及び運搬具	2,688,660	965,927
減価償却累計額	233,775	502,641
機械装置及び運搬具(純額)	2,454,884	463,286
土地	516,725	516,725
有形固定資産合計	5,900,588	3,699,243
無形固定資産		
商標権	2,639	2,900
ソフトウェア	73,426	333
無形固定資産合計	76,065	3,234
投資その他の資産		
敷金	30,832	33,104
差入保証金	8,685	8,708
その他	95	71
投資その他の資産合計	39,613	41,884
固定資産合計	6,016,267	3,744,362
資産合計	7,732,592	5,462,628

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	136,917	112,039
1年内返済予定の長期借入金	2 270,360	1, 2 270,360
未払金	127,931	69,775
未払費用	21,637	16,710
未払法人税等	3,426	6,367
預り金	7,949	6,571
賞与引当金	18,975	13,369
その他	-	3 62,270
流動負債合計	587,197	557,464
固定負債		
長期借入金	2 4,526,870	1, 2 4,256,510
資産除去債務	5,472	5,480
固定負債合計	4,532,342	4,261,990
負債合計	5,119,540	4,819,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	279,864	279,864
資本剰余金		
資本準備金	229,864	229,864
資本剰余金合計	229,864	229,864
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,176,501	208,410
利益剰余金合計	2,176,501	208,410
自己株式	87,143	87,143
株主資本合計	2,599,086	630,995
新株予約権	13,966	12,177
純資産合計	2,613,052	643,173
負債純資産合計	7,732,592	5,462,628

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	3,062,696	1,312,619
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	196,889	992,599
当期商品仕入高	1,265,677	1,217,126
当期製品製造原価	1,097,001	867,360
合計	2,559,568	3,077,086
他勘定振替高	131,022	95,920
商品及び製品期末棚卸高	992,599	1,033,873
製品評価損	664,748	5,090
商品及び製品売上原価	2,100,695	1,942,202
売上総利益	962,000	1,181,417
販売費及び一般管理費		
運賃	385,737	387,574
広告宣伝費	352,297	233,836
保管料	140,914	141,922
貸倒引当金繰入額	74	76
役員報酬	106,198	108,563
給料及び手当	194,060	153,294
賞与引当金繰入額	13,941	9,654
地代家賃	44,015	43,432
減価償却費	5,549	4,117
支払手数料	130,136	66,630
その他	142,267	209,780
販売費及び一般管理費合計	1,515,193	1,358,883
営業損失()	553,192	177,466
営業外収益		
受取手数料	708	748
受取奨励金	-	256,420
還付加算金	1,170	767
雑収入	860	920
営業外収益合計	2,739	58,855
営業外費用		
支払利息	8,412	39,606
支払手数料	312	-
雑損失	679	699
営業外費用合計	9,403	40,306
経常損失()	559,856	158,916
特別利益		
補助金収入	384,653	-
新株予約権戻入益	2,962	2,715
特別利益合計	87,616	2,715
特別損失		
減損損失	-	41,777,679
補助金減額損	-	30,897
特別損失合計	-	1,808,576
税引前当期純損失()	472,239	1,964,777
法人税、住民税及び事業税	120,844	1,480
過年度法人税等戻入額	-	17,440
法人税等調整額	23,267	-
法人税等合計	97,576	15,960
当期純損失()	374,663	1,948,817

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	313,612	28.6	136,349	15.7
労務費		196,149	17.9	149,988	17.3
経費		587,239	53.5	581,022	67.0
当期総製造費用		1,097,001	100.0	867,360	100.0
当期製品製造原価		1,097,001		867,360	

原価計算の方法

原価計算の方法は、総合原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
減価償却費(千円)	456,445	493,490
水道光熱費(千円)	52,351	51,835

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	279,703	229,703	229,703	2,570,529	2,570,529	-	3,079,936
会計方針の変更による累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した当期首残高	279,703	229,703	229,703	2,570,529	2,570,529	-	3,079,936
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	160	160	160				321
剰余金の配当				19,365	19,365		19,365
当期純損失（ ）				374,663	374,663		374,663
自己株式の取得						87,143	87,143
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	160	160	160	394,028	394,028	87,143	480,850
当期末残高	279,864	229,864	229,864	2,176,501	2,176,501	87,143	2,599,086

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	16,743	3,096,679
会計方針の変更による累積的影響額		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,743	3,096,679
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		321
剰余金の配当		19,365
当期純損失（ ）		374,663
自己株式の取得		87,143
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,777	2,777
当期変動額合計	2,777	483,627
当期末残高	13,966	2,613,052

当事業年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	279,864	229,864	229,864	2,176,501	2,176,501	87,143	2,599,086
会計方針の変更による累積的影響額				201	201		201
会計方針の変更を反映した当期首残高	279,864	229,864	229,864	2,176,300	2,176,300	87,143	2,598,885
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）							-
剰余金の配当				19,072	19,072		19,072
当期純損失（ ）				1,948,817	1,948,817		1,948,817
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	-	-	-	1,967,889	1,967,889	-	1,967,889
当期末残高	279,864	229,864	229,864	208,410	208,410	87,143	630,995

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	13,966	2,613,052
会計方針の変更による累積的影響額		201
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,966	2,612,851
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		-
剰余金の配当		19,072
当期純損失（ ）		1,948,817
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,788	1,788
当期変動額合計	1,788	1,969,678
当期末残高	12,177	643,173

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	472,239	1,964,777
減価償却費	461,994	497,607
減損損失	-	1,777,679
貸倒引当金の増減額(は減少)	29	25
賞与引当金の増減額(は減少)	4,550	5,606
受取利息及び受取配当金	32	767
支払利息	8,412	39,606
株式報酬費用	185	926
新株予約権戻入益	2,962	2,715
補助金減額損	-	30,897
売上債権の増減額(は増加)	21,976	182
棚卸資産の増減額(は増加)	217,890	2,482
仕入債務の増減額(は減少)	24,779	24,878
未払又は未収消費税等の増減額	168,658	155,511
受取奨励金	-	56,420
補助金収入	84,653	-
その他	34,731	4,189
小計	131,021	445,514
利息及び配当金の受取額	32	767
奨励金の受取額	-	56,420
補助金の受取額	-	53,756
利息の支払額	8,341	42,647
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	139,388	224,664
営業活動によるキャッシュ・フロー	278,719	738,474
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	636,134	47,801
無形固定資産の取得による支出	30,890	620
敷金及び保証金の差入による支出	-	2,272
敷金及び保証金の回収による収入	18	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	667,007	50,693
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	202,770	270,360
ストックオプションの行使による収入	321	-
自己株式の取得による支出	87,143	-
配当金の支払額	19,263	19,055
財務活動によるキャッシュ・フロー	308,855	289,415
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,254,582	398,365
現金及び現金同等物の期首残高	1,923,057	668,474
現金及び現金同等物の期末残高	668,474	1,066,839

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 製品

総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(3) 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(4) 原材料

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(5) 貯蔵品

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、埼玉工場の工具、器具及び備品並びに機械装置及び運搬具については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	8～24年
構築物	10～15年
工具、器具及び備品	2～10年
機械装置及び運搬具	10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりです。

商標権	10年
ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) MFD事業

MFD事業においては、当社が提供する『ミールタイム』の販売を主な事業としております。これらの商品の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、商品の出荷時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の出荷時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1ヶ月以内に受領しております。

(2) CID事業

CID事業においては、当社が提供する『旬をすぐに』の製品の製造、販売を主な事業としております。これらの製品の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常

の期間であるため、製品の出荷時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の出荷時点で収益を認識しております。また、販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービスの提供については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、顧客がポイントを使用し、製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。代金は、製品引渡し時点を中心に、概ね1ヶ月以内に受領しております。

(3) マーケティング事業

マーケティング事業においては、カタログ誌面の広告枠販売、サンプリング等の業務委託を主な事業としております。カタログ誌面の広告枠販売については、広告枠の掲載期間を履行義務の充足期間として、掲載期間に亘り均等に収益を認識しております。サンプリング等の業務委託については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、役務を提供した時点で収益を認識しております。代金は、履行義務を充足した時点を中心に、概ね1ヶ月以内に受領しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

C I D事業における製品及び製品評価損の金額

製品 98,821千円

製品評価損 5,090千円

(注) 製品評価損は、当事業年度末の製品評価損(659,658千円)と前事業年度末の製品評価損の戻入(664,748千円)を相殺した金額になります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品は、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合に、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、賞味期限日までに販売が見込めない製品は、その数量を見積り、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

賞味期限日までに販売が見込めない製品数量の見積りは、経営者の承認を得た事業計画に含まれる将来の販売数量を基礎としております。将来の販売数量の見積りにおいては、『旬をすぐに』の会員増加数及び既存会員からのリピート受注数を主要な仮定としております。

製品の評価において使用されるこれらの仮定は、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の顧客需要の変化によって影響を受ける可能性があるため、翌事業年度の財務諸表の損益に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

C I D事業における固定資産の金額

	減損前帳簿価額	減損後帳簿価額	減損損失
有形固定資産	5,415,388千円	3,692,655千円	1,722,732千円
無形固定資産	55,585千円	638千円	54,946千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度において、C I D事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みとなったことから、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により減損損失認識の要否を判定しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失の測定を行っております。減損損失の測定においては、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額に基づき減損損失を測定いたしますが、当社は、正味売却価額に基づき減損損失を測定し、帳簿価額を正味売却価額に基づく回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

減損損失の測定に用いる正味売却価額は、外部の評価会社から入手した不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書に基づき算定されておりますが、当該評価の前提となる評価手法及びインプットデータの選択には評価に関する高度な専門知識が必要となり、正味売却価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

回収可能価額の見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、回収可能価額の見積り額の見直しが必要な事象が生じた場合、翌事業年度の財務諸表の損益に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムでのサービスの提供について、従来は販売時に収益を認識しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、利益剰余金は201千円減少し、契約負債は864千円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は663千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ663千円増加しております。

当事業年度のキャッシュ・フロー計算書は、税引前当期純損失は663千円増加し、営業活動によるキャッシュ・フローのその他は663千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は201千円減少しております。

当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(表示方法の変更)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

登記留保として担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	- 千円	2,252,193千円
土地	- "	516,725 "
計	- 千円	2,768,918千円

登記留保に係る担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	- 千円	270,360千円
長期借入金	- "	4,256,510 "
計	- 千円	4,526,870千円

2 財務制限条項

前事業年度(2021年3月31日)

当事業年度末における長期借入金には、純資産の部の金額、営業損益及び経常損益等に係る財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

当社は、当事業年度においてC I D事業を開始いたしました。同事業の損益分岐点の未達及び翌事業年度の販売見通しに基づいた当事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより多額の営業損失及び経常損失を計上しております。その結果、当事業年度末において長期借入金に係る財務制限条項の一部に抵触しております。

当社は、当該状況を解消すべく、上記の期限の利益の喪失に係る権利行使について取引金融機関と協議し、当該権利行使をしないことについて、同金融機関の同意を得ております。

財務制限条項は以下のとおりであります。

2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2018年3月期の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

2021年3月に終了する決算期以降の各年度決算期における営業損益及び減価償却費の合計金額が250,000千円を下回らないこと。

2021年3月を初回とし、以降毎年3月、6月、9月及び12月末時点(以下、総称して「基準日」という。)において、以下の計算式で算出された数値が0.2未満となった場合、最新の四半期報告書が開示された翌月末までに、工場土地及びその上に建設された建物に対し貸主を第一順位とする根抵当権設定の設定登記を完了させるために必要な所定の手続きを実施すること。

(計算式)

基準日の属する四半期の直前の四半期における単体の損益計算書に示される経常損益 ÷ 基準日の属する四半期の直前の四半期において返済した借入金元本及び利息の合計

当事業年度(2022年3月31日)

当事業年度末における長期借入金には、純資産の部の金額、営業損益及び経常損益等に係る財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

当社は、前事業年度においてC I D事業を開始いたしました。同事業の損益分岐点の未達及び将来の販売見通しに基づいた当事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより多額の営業損失及び経常損失を計上しております。また、同事業は当初の想定よりも販売が伸び悩み、同事業の製品を製造している埼玉工場の稼働率が低調に推移しており、同事業の損益分岐点未達が続いているため、継続して営業活動から生じる損益がマイナスとなる見込みとなりました。そのため、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失として減損損失を計上したことにより、多額の当期純損失を計上しております。その結果、当事業年度末においても、長期借入金に係る財務制限条項に抵触しております。

当社は、当該状況を解消すべく、取引金融機関と定期的に意見交換を行うことで同金融機関と良好な関係を構築しており、上記の期限の利益の喪失に係る権利行使について同金融機関と協議し、当該権利行使をしないことについて同金融機関の同意を得ております。

財務制限条項は以下のとおりであります。

2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2018年3月期の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

2021年3月に終了する決算期以降の各年度決算期における営業損益及び減価償却費の合計金額が250,000千円を下回らないこと。

2021年3月を初回とし、以降毎年3月、6月、9月及び12月末時点（以下、総称して「基準日」という。）において、以下の計算式で算出された数値が0.2未満となった場合、最新の四半期報告書が開示された翌月末までに、工場土地及びその上に建設された建物に対し貸主を第一順位とする根抵当権設定の設定登記を完了させるために必要な所定の手続きを実施すること。

（計算式）

基準日の属する四半期の直前の四半期における単体の損益計算書に示される経常損益 ÷ 基準日の属する四半期の直前の四半期において返済した借入金元本及び利息の合計

3 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
契約負債	- 千円	864千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 受取奨励金

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

受取奨励金は、C I D事業における埼玉工場の新設に関する奨励金であります。

3 補助金収入

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

補助金収入は、C I D事業における埼玉工場の新設及び食事宅配サービス『旬をすぐに』に関する補助金であります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

4 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
埼玉県本庄市	食品製造設備	機械装置及び運搬具、ソフトウェア

(1) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業のうち、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した資産グループについて減損損失を認識しております。

(2) グルーピングの方法

資産のグルーピングはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業を基本単位としてグルーピングしております。

(3) 回収可能価額の算定方法

減損損失を認識するに至った事業については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

また、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、機械装置及び運搬具、ソフトウェアについては動産鑑定評価額により評価しております。

(4) 減損損失の金額

機械装置及び運搬具	1,722,732千円
ソフトウェア	54,946 "
合計	1,777,679千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,455,100	2,400	-	6,457,500

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 2,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	100,000	-	100,000

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2020年3月16日の取締役会決議による自己株式の取得 100,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2014年第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	
	2018年第5回新株予約権	普通株式	36,000	-	-	36,000	
	2018年第6回ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	13,930	
合計			36,000	-	-	36,000	13,966

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	19,365	3.00	2020年3月31日	2020年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	19,072	利益剰余金	3.00	2021年3月31日	2021年6月23日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,457,500	-	-	6,457,500

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	100,000	-	-	100,000

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	2014年第4回ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	
	2018年第5回新株予約 権	普通株式	36,000	-	-	36,000	
	2018年第6回ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	12,142	
合計			36,000	-	-	36,000	12,177

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	19,072	3.00	2021年3月31日	2021年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	668,474千円	1,066,839千円
現金及び現金同等物	668,474千円	1,066,839千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、設備投資に係る資金を金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、金利の変動リスク及び流動性のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権については、一般顧客分につきましては、主に決済方法を前払いや代引またはクレジットカード決済に限定することにより低減されております。対企業の債権につきましては「与信管理規程」に沿って取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。敷金についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、金融機関からの借入により設備投資に係る資金を手当てしており、変動金利による調達があります。担当部署で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	30,832	30,900	68
資産計	30,832	30,900	68
長期借入金	4,797,230	4,797,230	-
負債計	4,797,230	4,797,230	-

(*) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金	33,104	33,129	24
資産計	33,104	33,129	24
長期借入金	4,526,870	4,526,870	-
負債計	4,526,870	4,526,870	-

(*) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	668,474	-	-	-
売掛金	187,692	-	-	-
敷金	18	30,814	-	-
合計	856,185	30,814	-	-

当事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,066,839	-	-	-
売掛金	187,510	-	-	-
敷金	2,272	30,832	-	-
合計	1,256,622	30,832	-	-

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	270,360	1,081,440	1,351,800	2,093,630
合計	270,360	1,081,440	1,351,800	2,093,630

当事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	270,360	1,081,440	1,351,800	1,823,270
合計	270,360	1,081,440	1,351,800	1,823,270

(注3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	33,129	-	33,129
資産計	-	33,129	-	33,129
長期借入金	-	4,526,870	-	4,526,870
負債計	-	4,526,870	-	4,526,870

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

主としてオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、すべて変動金利によるものであり、短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該帳簿価額によってあり、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度2,838千円、当事業年度2,338千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
販売費及び一般管理費	185	926

(注) 当社は第4回新株予約権の付与時点で未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、第4回新株予約権に係る費用計上はしていません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
新株予約権戻入益	2,962	2,715

3. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2022年3月期)において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2014年3月12日	2018年2月15日	2018年2月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 39名	当社取締役 3名	当社従業員 49名
株式の種類別のストック・オプション及び自社株式オプションの数	普通株式 194,100株	普通株式 36,000株	普通株式 36,600株
付与日	2014年3月12日	2018年3月30日	2018年3月30日
権利確定条件	付与日(2014年3月12日)から権利確定日(2016年3月31日)まで継続して勤務していること	(注)1	付与日(2018年3月30日)から権利確定日(2020年3月30日)まで継続して勤務していること (注)2
対象勤務期間	2014年3月12日～ 2016年3月31日	2018年3月30日～ 2019年6月30日	2018年3月30日～ 2020年3月30日 2018年3月30日～ 2021年3月30日 2018年3月30日～ 2022年3月30日 2018年3月30日～ 2023年3月30日
権利行使期間	2016年4月1日～ 2024年2月29日	2019年7月1日～ 2024年6月30日	2020年3月31日～ 2024年3月30日

(注)1. 新株予約権者は、2019年3月期から2023年3月期までのいずれかの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書)において、次の各号に掲げる条件を充たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として、条件を充たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに行使することができる。なお、新株予約権者は、当該各号のいずれかを行使することができ、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合 50%

営業利益が2,500百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

2. 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

2020年3月31日から2021年3月30日までは、割り当てられた新株予約権の5分の2について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

2021年3月31日から2022年3月30日までは、割り当てられた新株予約権の5分の3について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

2022年3月31日から2023年3月30日までは、割り当てられた新株予約権の5分の4について権利行使することができる。

2023年3月31日から2024年3月30日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2014年3月12日	2018年2月15日	2018年2月15日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	36,000	12,000
付与	-	-	-
失効	-	-	1,080
権利確定	-	-	3,120
未確定残	-	36,000	7,800
権利確定後(株)			
前事業年度末	13,800	-	9,000
権利確定	-	-	3,120
権利行使	-	-	-
失効	-	-	4,320
未行使残	13,800	-	7,800

単価情報

	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (自社株式オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2014年3月12日	2018年2月15日	2018年2月15日
権利行使価格(円)	134	1,468	2,087
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)(注)	-	-	823 868 910 949

(注) ~ は、「3. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況 (1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容」の注記2. ~ に対応しております。

4. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。
5. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 2,359千円
 - (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)
「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前記の「3. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した事業年度の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,049千円	1,949千円
賞与引当金	5,810 "	4,093 "
未払費用	1,883 "	1,483 "
広告売上高	6,588 "	4,821 "
資産除去債務	1,675 "	1,677 "
減損損失	- "	544,325 "
新株予約権	4,265 "	3,717 "
税務上の繰越欠損金(注)2	30,476 "	88,140 "
その他	1,182 "	657 "
繰延税金資産小計	52,931千円	650,867千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	30,476 "	88,140 "
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	22,454 "	562,727 "
評価性引当額小計(注)1	52,931千円	650,867千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金資産純額	- 千円	- 千円

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金が増加したことに加え、減損損失を計上したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	30,476	30,476
評価性引当額	-	-	-	-	-	30,476	30,476
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	88,140	88,140
評価性引当額	-	-	-	-	-	88,140	88,140
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス、支社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年～10年と見積り、割引率は0.172%から1.655%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	5,465千円	5,472千円
時の経過による調整額	7 "	7 "
期末残高	5,472千円	5,480千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	MFD	CID	マーケティング	計	
一時点で移転される財又はサービス	2,445,911	232,487	331,175	3,009,574	3,009,574
一定の期間にわたり移転されるサービス	-	-	114,045	114,045	114,045
顧客との契約から生じる収益	2,445,911	232,487	445,220	3,123,619	3,123,619
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,445,911	232,487	445,220	3,123,619	3,123,619

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

(1) 契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	187,692千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	187,510千円
契約負債(期首残高)	201千円
契約負債(期末残高)	864千円

貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社はサービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う商品、製品及びサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部を基礎とした商品、製品及びサービス別セグメントから構成されており、「MFD事業」、「CID事業」及び「マーケティング事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「MFD事業」は、主に通信販売による健康食の宅配、健康食通販カタログの発行を行っております。

「CID事業」は、主に通信販売による旬や国産の食材にこだわる食事宅配を行っております。

「マーケティング事業」は、主に自社媒体や医療機関とのネットワークを活用して、食品メーカー等に対するマーケティング支援サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

「注記事項(会計方針の変更)(収益認識に関する会計基準等の適用)」に記載のとおり、当事業年度に係る財務諸表から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の「CID事業」の売上高が663千円減少、セグメント損失が663千円増加しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	MFD	CID	マーケ ティング	計			
売上高							
外部顧客への売上高	2,673,004	29,669	360,021	3,062,696	3,062,696	-	3,062,696
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,673,004	29,669	360,021	3,062,696	3,062,696	-	3,062,696
セグメント利益又は損失 ()	609,554	1,102,142	257,362	235,226	235,226	317,965	553,192
セグメント資産	272,181	6,235,777	110,813	6,618,771	6,618,771	1,113,820	7,732,592
その他の項目							
減価償却費	2,419	456,754	1,456	460,629	460,629	1,365	461,994
減損損失	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	103	464,871	-	464,975	464,975	3,092	468,067

(注)1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額は全社費用 317,965千円であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産等の増加額であります。

2. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	財務諸表 計上額 (注)2
	MFD	CID	マーケ ティング	計			
売上高							
外部顧客への売上高	2,445,911	232,487	445,220	3,123,619	3,123,619	-	3,123,619
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,445,911	232,487	445,220	3,123,619	3,123,619	-	3,123,619
セグメント利益又は損失 ()	517,761	750,732	331,455	98,484	98,484	275,950	177,466
セグメント資産	381,917	3,844,923	117,897	4,344,738	4,344,738	1,117,889	5,462,628
その他の項目							
減価償却費	2,226	493,490	708	496,425	496,425	1,182	497,607
減損損失	-	1,777,679	-	1,777,679	1,777,679	-	1,777,679
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	248	-	-	248	248	371	620

(注)1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額は全社費用 275,950千円であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産等の増加額であります。

2. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	M F D	C I D	マーケ ティング	調整額	合計
減損損失	-	1,777,679	-	-	1,777,679

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	408.82円	99.25円
1株当たり当期純損失 ()	58.79円	306.54円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失 () (千円)	374,663	1,948,817
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 () (千円)	374,663	1,948,817
普通株式の期中平均株式数 (株)	6,372,440	6,357,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権(新株予約権の数360個(普通株式36,000株))及び第6回新株予約権(新株予約権の数210個(普通株式21,000株))。第5回新株予約権及び第6回新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第5回新株予約権(新株予約権の数360個(普通株式36,000株))及び第6回新株予約権(新株予約権の数156個(普通株式15,600株))。第5回新株予約権及び第6回新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	2,613,052	643,173
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	13,966	12,177
(うち新株予約権 (千円))	(13,966)	(12,177)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	2,599,086	630,995
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	6,357,500	6,357,500

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,538,445	-	-	2,538,445	283,176	135,896	2,255,268
構築物	528,839	-	-	528,839	83,061	41,530	445,777
工具、器具及び備品	99,136	-	-	99,136	80,951	32,318	18,185
機械及び装置	2,688,660	-	1,722,732 (1,722,732)	965,927	502,641	268,865	463,286
土地	516,725	-	-	516,725	-	-	516,725
有形固定資産計	6,371,807	-	1,722,732	4,649,075	949,831	478,612	3,699,243
無形固定資産							
商標権	5,954	739	-	6,693	3,793	477	2,900
ソフトウェア	100,975	371	54,946 (54,946)	46,400	46,066	18,517	333
無形固定資産計	106,929	1,110	54,946	53,094	49,859	18,994	3,234

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

商標権、ソフトウェア 本主に係るものであります。

2. 当期減少額の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定の長期借入金	270,360	270,360	0.85	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,526,870	4,256,510	0.85	2023年~2038年
合計	4,797,230	4,526,870	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	270,360	270,360	270,360	270,360

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	90	76	101	-	64
賞与引当金	18,975	13,369	18,975	-	13,369

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	454
預金	
普通預金	1,066,384
合計	1,066,839

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	68,341
麒麟ビール株式会社	35,904
ヤマト運輸株式会社	18,207
サントリービール株式会社	15,720
味の素株式会社	10,300
その他	39,036
合計	187,510

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
187,692	3,385,192	3,385,375	187,510	94.8	20.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
食品	275,393
製品	
食品	98,821
合計	374,215

仕掛品

区分	金額(千円)
業務受託関連	1,548
合計	1,548

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
食材	3,136
貯蔵品	
クオカード	140
商品券	14
資材	41,937
小計	42,091
合計	45,228

買掛金

相手先	金額(千円)
トオカツフーズ株式会社	74,817
株式会社アサヒウェルネスフーズ	16,329
エフピコチューバ株式会社	4,625
株式会社ショーエイコーポレーション	3,520
共立印刷株式会社	3,124
その他	9,622
合計	112,039

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	788,941	1,598,351	2,401,166	3,123,619
税引前四半期(当期)純損失() (千円)	45,634	24,499	30,821	1,964,777
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	29,644	1,525	2,581	1,948,817
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	4.66	0.24	0.41	306.54

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	4.66	4.90	0.65	306.13

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.fundely.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第21期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月23日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月23日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第22期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出

第22期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出

第22期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年6月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2022年4月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月22日

株式会社ファンデリー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平井 清
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井 仁子
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンデリーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンデリーの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

C I D事業における固定資産の減損損失の測定に用いる正味売却価額の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>貸借対照表において、C I D事業に関する有形固定資産3,692,655千円及び無形固定資産638千円が計上されており、総資産の67.6%を占めている。また、注記事項（損益計算書関係）4に記載されているとおり、C I D事業に係る資産グループについて、当事業年度において1,777,679千円の減損損失が計上されている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）2. 固定資産の減損に記載のとおり、会社は、C I D事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みとなったことから、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により減損損失認識の要否を判定した。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失の測定を行っている。減損損失の測定においては、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額に基づき減損損失を測定するが、株式会社ファンデリーは、正味売却価額に基づき減損損失を測定し、帳簿価額を正味売却価額に基づく回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上している。</p> <p>減損損失の測定に用いる正味売却価額は、株式会社ファンデリーが外部の評価会社から入手した不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書に基づき算定されているが、当該評価の前提となる評価手法及びインプットデータの選択には評価に関する高度な専門知識が必要となり、正味売却価額の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、C I D事業における固定資産の減損損失の測定に用いる正味売却価額の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、C I D事業における固定資産の減損損失の測定に用いる正味売却価額の合理性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) C I D事業における固定資産に関する正味売却価額の合理性 正味売却価額の前提となる不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書について、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当監査法人及び当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用し、評価手法及びインプットデータの適切性を、会計基準の要求事項に照らして検討した。 ・鑑定評価の前提となる評価基準日から減損損失の測定時点までの時点修正の方法の合理性を評価した。 ・鑑定評価の前提となる固定資産情報と対象資産の整合性を確認した。

C I D事業における製品の処分見込価額による評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ファンデリーは、C I D事業において、2020年7月に食事宅配サービス「旬をすぐに」に関する製品の販売を開始した。</p> <p>貸借対照表において、C I D事業に関する製品98,821千円が計上されており、総資産の1.8%を占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）1．棚卸資産の評価に記載のとおり、賞味期限日までに販売が見込めない製品は、その数量を見積り、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げている。</p> <p>賞味期限日までに販売が見込めない製品数量の見積りは、経営者の承認を得た事業計画に含まれる将来の販売数量を基礎としている。将来の販売数量の見積りにおいては、「旬をすぐに」の会員増加数及び既存会員からのリピート受注数を主要な仮定としている。これらの仮定は高い不確実性を伴い、今後の顧客需要に係る経営者による判断が将来の販売数量の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人はC I D事業における製品の処分見込価額による評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、C I D事業における「旬をすぐに」に関する製品の処分見込価額による評価の合理性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>製品の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>評価にあたっては、経営者が製品の評価に利用した賞味期限日の正確性を担保するための、関連するITシステムの全般統制並びに業務処理統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 製品の販売数量見積りの合理性の評価</p> <p>製品の販売数量の見積りの基礎となる将来の事業計画について、経営者が採用した主要な仮定が適切かどうかを評価するため、その根拠について経営者に質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度の販売予測と販売実績を比較し、その差異の原因について検討することで、販売予測の精度を評価するとともに、差異の要因となった事象の影響が、見積時点の事業計画において適切に反映されているかどうかを検討した。 ・会員増加数の予測について、経営者に会員数増加のための施策を質問するとともに、市場動向及び過去の会員増加数と整合しているか検討した。 ・既存会員からのリピート受注数の予測について、過去のリピート受注数の実績と比較し、仮定の適切性を評価した。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>経営者は、財務諸表の作成に当たり、継続企業の前提が適切であるかどうかを評価することが求められる。また、継続企業の前提に関する評価の結果、期末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、当該重要な不確実性について財務諸表に注記することが必要となる。</p> <p>注記事項（貸借対照表関係） 2 財務制限条項に記載のとおり、株式会社ファンデリーは、C I D事業において損益分岐点売上高が未達であることに加え、翌事業年度の販売見通しに基づいた販売不能見込み額を製品評価損として計上したことにより、多額の営業損失及び経常損失を計上している。また、同事業において、固定資産の減損損失を計上したことにより、多額の当期純損失を計上している。その結果、当事業年度末においても、長期借入金に付されている財務制限条項の一部に抵触しており、長期借入金について期限の利益を喪失する可能性がある。以上から、当事業年度末において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消するための対応策として、経営者は取引金融機関と協議し、上記の期限の利益の喪失に係る権利を行使しないことについての同意を得ている。これを前提に経営者は翌事業年度の資金繰り計画を検討し、当事業年度末の翌日から12ヶ月間の株式会社ファンデリーの資金繰りに重要な懸念はないと判断し、財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記を行っていない。</p> <p>経営者は、翌事業年度の事業計画において売上高の増加を見込んでいるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無の判断に当たっては、M F D事業及びC I D事業における販売数量について保守的な仮定を採用し、それを前提とした資金繰り計画を利用している。しかしながら、当該販売数量の見込みが達成されるか否かについては依然として高い不確実性を伴い、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 経営者の対応策についての検討</p> <p>経営者の対応策が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期借入金に付されている財務制限条項の一部への抵触に伴う期限の利益の喪失について、その権利行使をしないことに関する取引金融機関との協議及び合意の内容を経営者に質問するとともに、関連する資料を閲覧した。その上で、当該金融機関の担当者に対して、会社との協議及び合意の内容を質問し、経営者による回答及び閲覧した資料の内容との整合性を確認した。 ・経営者が作成した資金繰り計画の実行可能性を検討するため、資金繰り計画の基礎となる売上予測において採用された主要な仮定であるM F D事業及びC I D事業における販売数量について、その根拠を経営者に質問し、関連する資料を閲覧するとともに、以下を含む手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・M F D事業の当事業年度以前における販売数量の計画と実績とを比較し、その差異の要因を検討 ・監査上の主要な検討事項「C I D事業における製品の処分見込額による評価の合理性」に記載した監査上の対応の結果との整合性の確認 <p>(2) 資金繰り計画に含まれる不確実性の影響についての検討</p> <p>上記手続の結果を踏まえて、経営者が作成した資金繰り計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の翌事業年度の資金繰りを独自に見積もった。その上で、当該独自の見積りに基づいた場合の各月末の資金残高が、翌月の収支見込み及び各収支項目の月中での入金及び支払時期に照らして十分か否かを検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファンデリーの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ファンデリーが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。